



## 受講資格

(実務経験の証明については、協会HP「講習のご案内」→「\*【ご注意】申込する場合の実務経験証明の添付書類・入手方法」をご参照ください。)

受講記号	受講資格	
(1)	石綿作業主任者技能講習を修了した者。(実務経験年数不問)	
	添付書類	石綿作業主任者技能講習修了証の写しを添付してください。 ※講習の「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」が免除になります。
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者で、卒業後、建築に関する実務経験が2年以上ある者。	
	添付書類	卒業証書の写又は卒業証明書、実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。改姓等で氏名が異なる場合は証書、証明書の名前とつながる戸籍抄本等(写しで可)を添付してください。
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるもの)に限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)で、卒業後、建築に関する実務経験が3年以上ある者。	
	添付書類	卒業証書の写又は卒業証明書、実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。改姓等で氏名が異なる場合は証書、証明書の名前とつながる戸籍抄本等(写しで可)を添付してください。
(4)	(3)に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者で、卒業後、建築に関する実務経験が4年以上ある者。	
	添付書類	卒業証書の写又は卒業証明書、実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。改姓等で氏名が異なる場合は証書、証明書の名前とつながる戸籍抄本等(写しで可)を添付してください。
(5)	学校教育法による高等学校または中等教育学校(※中高一貫校)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者で、卒業後、建築に関する実務経験が7年以上ある者。	
	添付書類	卒業証書の写又は卒業証明書、実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。改姓等で氏名が異なる場合は証書、証明書の名前とつながる戸籍抄本等(写しで可)を添付してください。
(6)	建築に関する実務経験年数が11年以上の者。	
	添付書類	実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関しての実務経験が5年以上ある者。	
	添付書類	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し及び実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。
(8)	建築行政に関して、実務経験が2年以上ある者。	
	添付書類	実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して、実務経験が2年以上ある者。	
	添付書類	実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は、同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者。	
	添付書類	勤務(職務)を証明する証明書を添付してください。
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者。	
	添付書類	勤務を証明する証明書を添付してください。
(12)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者。	
	添付書類	作業管環境士合格証の写し、実務経験証明書を添付してください。